

IV 平成 27 年度からの数値目標（成果目標）

1 施設入所利用者の地域生活への移行及び施設入所者数の削減

○平成 29 年度末までに、平成 25 年度末における施設入所者の 12%以上が地域生活に移行することを目指すことを基本とし、これまでの実績を踏まえて数値目標を設定する。

平成 29 年度末までに、平成 25 年度末における施設入所者数の 4%以上削減することを基本としつつ、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて数値目標を設定する。・・・国の基本指針

○平成 25 年度末の施設入所者数及び数値目標について、市町村からの最終報告を精査し、その結果を県の成果目標とする。・・・県の基本指針

■施設入所者の地域生活への移行及び入所者数削減目標値

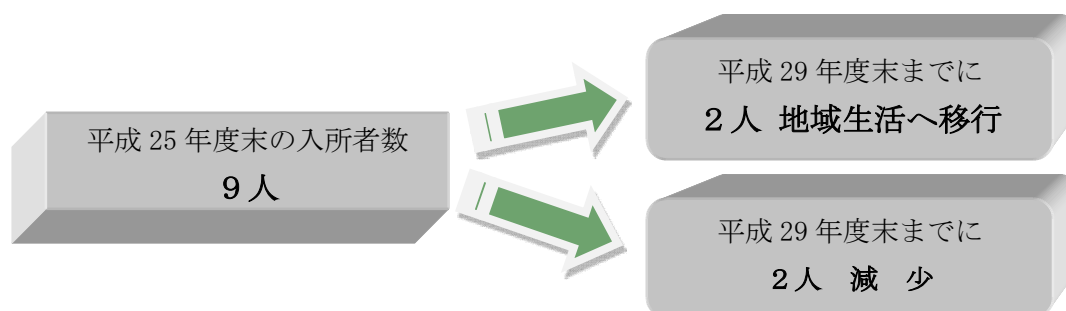
項目	数値	備考
施設入所支援	9 人	平成 25 年度末の施設入所支援支給決定者数
宿泊型自立訓練	1 人	平成 25 年度末の宿泊型自立訓練支給決定者数
計	10 人	平成 25 年度末の施設入所者数
〔目標値〕 地域生活移行者数	2 人 20.0%	平成 29 年度までにグループホーム等へ地域移行を予定する者の数
〔目標値〕 施設入所者削減数	2 人 20.0%	

■施設入所者の地域生活への移行者数

	平成 24 年度(実績)	平成 25 年度(実績)	平成 26 年度(見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
宿泊型自立訓練	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人
計	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人	1 人

■施設入所者数削減数

	平成 24 年度(実績)	平成 25 年度(実績)	平成 26 年度(見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
宿泊型自立訓練	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人
計	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人	1 人



【目標達成のための方針】

平成 25 年度に短期入所と生活介護を利用することで、1 人の地域生活移行を達成することが出来ました。現在も地域で生活しています。しかし、前回の計画で掲げた目標値 5 人は達成できませんでした。アンケート結果でも福祉施設等で生活している方の中に地域（グループホーム等）での生活を希望している方もいることから、今後も地域移行が出来るよう、「生活の場」としてのグループホーム等の確保、「就労の場」「社会参加の場」としての就労・日中活動の場の確保と充実、「相談できる場」としての相談支援事業の充実などを図ります。また、施設入所ではなく地域で安心して生活が送れるよう、地域の福祉サービス事業所と連携をとり、上小圏域プランによる基盤整備との整合性も図りながら、施設入所利用者の地域生活への移行及び施設入所者数の削減に努めます。

新規

2 地域生活支援拠点等の整備（整備の方策も含む）

平成 29 年度末までに整備する地域生活支援拠点等の目標値

- 平成 29 年度までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備する。
・・・国の基本指針
- 各圏域において地域生活支援の面的な体制を整備する。
・・・県の基本指針

地域生活支援拠点とは

地域で生活する障がい者に対してグループホームによる居住の場、生活介護・就労系等の日中活動の場等の提供、緊急時の短期入所、24 時間の相談対応等を行い、居住支援機能と地域支援機能の一体的な支援を行う拠点のこと。

■地域生活支援拠点等の整備の目標値

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
圏域内での面的整備についての検討	支援拠点の整備	支援拠点の運用開始

【目標達成のための方針】

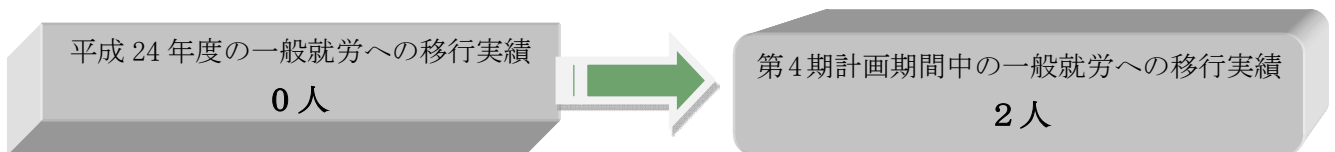
上小圏域には多くの福祉サービス事業所等があり、上小圏域障害者総合支援センターを中心にいままでも連携をとってきました。今後は地域で生活する障がい者や家族がより安心して過ごせるように、緊急時の短期入所や 24 時間相談対応できる事業所等を上小圏域で整備し、平成 29 年度からの運用開始を目指します。

3 福祉施設から一般就労への移行等

- 平成 29 年度中の一般就労への移行実績が平成 24 年度実績の 2 倍以上となることを目指して数値目標を設定する。
- 平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数が平成 25 年度末の 6 割以上となることを目指して数値目標を設定する。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合が平成 29 年度末までに 50% 以上となることを目指して数値目標を設定する。 ・ ・ ・ 国の基本方針
- 一般就労への移行については、国の指針と同程度の目標となっていることから、市町村からの最終報告を精査し、その結果を県の成果目標とする。
- 就労移行支援事業利用者数については、平成 25 年度の実績が以前照会した際の数値と大きく異なるため、最終報告を精査し、その結果を県の成果目標とする。
- 就労移行支援事業所の就労移行率については、国の指針と同程度の目標となっていることから、市町村からの最終報告を精査し、その結果を県の成果目標とする。 ・ ・ ・ 県の基本指針

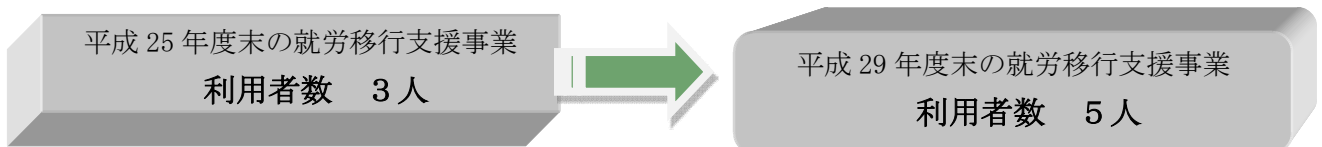
■福祉施設から一般就労への移行者数

平成 24 年度(実績)	平成 25 年度(実績)	平成 26 年度(見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
0 人	1 人	1 人	0 人	1 人	1 人



■就労移行支援事業利用者数（各年度末 1 か月の実利用者数）

平成 24 年度(実績)	平成 25 年度(実績)	平成 26 年度(見込)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
2 人	3 人	3 人	4 人	4 人	5 人



■就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合

年度	就労移行支援事業所数(A)	就労移行事業所のうち 就労移行率が 3 割以上の事業所数(B)	割合(B/A)
平成 27 年度	1 箇所	0 箇所	0%
平成 28 年度	1 箇所	0 箇所	0%
平成 29 年度	1 箇所	1 箇所	100%

【目標達成のための方針】

○福祉施設から一般就労への移行者数について

平成 24 年度における一般就労への移行実績は 0 人でした。国の基本指針等で考えると目標値は 0 人となります。しかし、平成 25 年度に 1 人の実績があるように、福祉施設から一般就労へ結びついている利用者もいるため、今までの実績、現在の利用状況やアンケート結果にもあるように仕事をしたいと思っている方がいることから、一般就労への移行者数の目標値を設定しました。

目標値達成に向けてその方の障がい特性などをしっかりと把握し得意分野を生かすなど、一人ひとりに適した就労支援を関係機関と連携して行います。また、就労移行支援事業所やハローワークなど関係機関と連携しながら、企業における障がい者の雇用状況（法定雇用率）を把握し、町内で一般就労が出来るように地元の企業や商工会等へ働きかけを行います。

○就労移行支援事業利用者数について

平成 25 年度における就労移行支援事業の利用者数は 3 名でした。国の基本指針等で考えると平成 29 年度までの目標値は 5 人となります。一般就労を希望する障がい者の方が 1 人でも就労へ結びつくよう、相談支援事業所や就労移行支援事業所と連携しながら対応します。

○就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合

現在、町内には就労移行支援事業所が 1 箇所あります。今後も就労移行支援事業所、ハローワーク、障害者総合支援センター等と連携し、個別に就労支援を行うことで就労移行率 3 割以上の達成を目指します。



障がい福祉施設「ぶらっと」での作業風景

V 障がい福祉サービスの概要と見込み量（活動指標）

長和町における平成 29 年度までの障がい福祉サービス見込み量については、平成 25 年度までの各年度の実績やアンケート結果などをもとに、平成 27 年度から平成 29 年度における障がい福祉サービス、相談支援サービス及び障がい児支援サービスごとの必要な見込み量を見込み、見込み量確保のための方策等を次のとおりとします。

1 『訪問系』サービス

(1) 訪問系サービスの概要

在宅生活者、長期施設入所者や退院可能な精神障がい者等が住み慣れた地域や家庭で安心して生活が出来るよう、必要な障がい福祉サービスを訪問等により提供します。

(2) サービスの内容

サービス名	サービス内容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護等を行います。	区分 1 以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい者又は精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。	区分 4 以上の方 ※他に要件あり
同行支援	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、同行し、移動に必要な情報を提供します。	区分 2 以上の視覚障がい者の方 ※他に要件あり
行動支援	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。	区分 3 以上の知的・精神障がい者の方 ※他に要件あり
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	区分 6 以上で意思疎通に著しい困難を有する方 ※他に要件あり

(3) 訪問系サービス見込み量

(1月当たり)

種 類	単位	第3期計画			第4期計画		
		実 績		見 込	計 画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護	時間	22	21	13	22	27	27
	人	3	3	4	4	5	5
重度訪問介護	時間	4	16	22	24	34	34
	人	1	1	1	1	2	2
同行援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間	0	0	0	10	10	10
	人	0	0	0	1	1	1
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	724	730	730	730
	人	0	0	1	1	1	1
訪問系サービス計	時間	26	37	759	786	801	801
	人	4	4	6	7	9	9

※時間：年間合計を12で除した1か月当たりの見込量

人：年間合計を12で除した1か月当たりの利用者数

(4) 訪問系サービス見込み量の考え方

各年度の実績とアンケート結果を踏まえ、現在の利用者の今後の利用状況と新たな利用者を見込んで見込み量を設定しました。平成26年度から重度障害者等包括支援の新規利用者がおり、24時間365日の利用であるため、利用時間数が大幅に増加しています。

(5) 訪問系サービスにおける見込み量確保のための方策

障がい者が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすために訪問系サービスは、重要なサービスと考えております。また、アンケート結果でも今後の利用を希望している方が多数いることが分かりました。

今後の方策として、利用したい人が適切なサービスを利用できるように情報提供の周知徹底を図り、また全ての障がい種別に対応できるよう指定の事業所等と連携しサービス提供に努めます。

2 『日中活動系』サービス

(1) 日中活動系サービスの概要

障がい者に施設等での適切な日中活動サービスを提供します。

(2) サービスの内容

サービス名	サービス内容	対象者
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	区分3以上の方 (入所を伴う場合4以上) 50歳以上は区分2以上 (入所を伴う場合3以上)
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	希望する方 (認定調査は必須)
就労移行支援	一般企業での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	65歳未満の希望する方 (認定調査は必須) ※利用期間に制限あり
就労継続支援 (A型) (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	A型：65歳未満 B型：雇用に結びつかない方 (認定調査は必須)
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。	区分6以上の方で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方。筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で区分5以上の方。
短期入所 (福祉型) (医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	区分1以上の方



(3) 日中活動系サービス見込み量

(1月当たり)

種 類	単 位	第 3 期計画			第 4 期計画		
		実 績		見 込	計 画		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
生活介護	人日分	328	342	381	374	396	418
	人	17	18	18	17	18	19
自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	5	0	0	0	0
	人	0	1	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日分	0	20	31	52	32	22
	人	0	1	1	2	2	1
就労移行支援	人日分	87	54	58	88	88	110
	人	4	3	4	4	4	5
就労継続支援 (A型)	人日分	40	25	20	21	21	21
	人	2	2	1	1	1	1
就労継続支援 (B型)	人日分	397	417	393	609	651	726
	人	23	27	27	29	31	33
療養介護	人	2	2	2	1	2	2
短期入所 (ショートステイ)	人日分	10	20	26	32	32	32
	人	3	3	3	4	4	4

※人日分：年間合計を12で除した1か月当たりの見込量

人：年間合計を12で除した1か月当たりの利用者数

(4) 日中活動系サービス見込み量の考え方

各年度の実績とアンケート結果を踏まえ、また現在のサービス利用者の状況と養護学校等の卒業者を含む新たな利用者などを見込み、見込み量を設定しました。

なお、就労支援事業の見込み量については、国の基本指針に沿って見込み量を設定しました。

※国の基本指針P9を参照して下さい。

(5) 日中活動系サービスにおける見込み量確保のための方策

住み慣れた地域での生活をする上では、障がい者の状況に応じた日中活動の場が必要となります。また、アンケート結果で今後の利用を希望している者が多数いることが分かりました。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、利用希望者に事業所の情報を提供していきます。

就労支援事業に関しては、障がい者の状況により、一般企業への就労や福祉的就労を利用することが出来るよう、就労移行支援事業所等の関係機関と連携を取りながら一般企業への働きかけや、福祉的就労の場としての就労継続支援事業所等の確保など、サービスの充実に努めます。

短期入所事業に関しては、地域での生活を継続するうえで重要なサービスです。身近な地域でサービスを利用できるよう、指定の事業所等と連携しサービス提供に努めます。

3 『居住系』サービス

(1) 居住系サービスの概要

地域生活が可能であるにもかかわらず親族等の支援を受けられない方や支援体制が不十分なため、入所・入院している障がい者又は親族等からの自立を目指す障がい者が安心して地域で暮らせる「生活の場」である居住場所を提供します。

(2) サービスの内容

サービス名	サービス内容	対象者
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護や、相談・日常生活上の援助を行います。	区分1以上の方 (認定調査は必須)
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	区分4以上の方 (50歳以上は区分3以上)

(3) 居住系サービス見込み量

(1月あたり)

種 類	単 位	第3期計画			第4期計画		
		実 績		見 込	計 画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	9	9	9	10	10	10
施設入所支援	人	10	9	9	9	9	8

※人：年間合計を12で除した1か月当たりの利用者数

(4) 居住系サービス見込み量の考え方

各年度の実績とアンケート結果を踏まえ、サービス利用者の意向・養護学校等の卒業者の人数・施設入所利用者の地域生活移行数値目標などを勘案して、見込み量を設定しました。

(5) 居住系サービスにおける見込み量確保のための方策

○共同生活援助について

平成29年度までのサービス見込み量確保のために共同生活援助については、今後更に整備が必要となりますので、上小圏域との整合性を取りながら公共施設や空き家などの利活用も検討し、町内に「生活の場」が確保できるように努めます。そのために、地域の障がい福祉サービス事業所との今以上の協力体制を構築します。

○施設入所支援について

施設入所支援については、障害者介護給付費等審査会を通じて決定する障害支援区分や、上小圏域で実施している入所連絡調整に基づく関係者の意見を踏まえて、必要な方が利用できるよう努めます。

4 『相談支援』サービス

(1) 相談支援サービスの概要

地域で自分らしく安心して暮らすためには、自らの選択による計画的な障がい福祉サービスの利用が必要です。障がいの希望に添ったサービス利用が行われるよう、相談支援専門員がサービス利用の調整、サービス等利用計画の作成を行います。サービス開始後は、定期的に計画内容を見直し、サービス内容や支給量等の調整を行います。

また、福祉施設の入所者や単身の障がい者などが、安心して地域で暮らせるよう、地域移行支援、地域定着支援を行います。

(2) サービスの内容

サービス名	サービス内容	対象者
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用について、サービス提供事業所等との連絡調整や、利用計画の作成や見直し（モニタリング）を行います。	障がい福祉サービス又は地域相談支援の障がい者
地域移行支援	福祉施設の入所者や入院中の精神障がい者の地域移行のための活動に関する相談等の支援を行います。	福祉施設の入所者及び精神科病院等に入院中の精神障がい者
地域定着支援	単身の障がい者や同居家族からの支援を受けられない障がい者などが、安心して地域で暮らせるよう、相談等（緊急時連絡体制）の支援を行います。	居宅において単身や家族の支援を受けられない障がい者や地域生活への移行者

(3) 相談支援見込み量

(1月あたり)

種類	単位	第3期計画			第4期計画		
		実績		見込	計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人	3	5	5	5	6	6
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

※人：年間合計を12で除した1か月当たりの利用者数

(4) 相談支援見込み量の考え方

計画相談支援は、現在のサービス利用者、アンケート結果及び新規予定者を見込みました。

地域移行支援は、県指針による精神病院入院移行目標者数を見込みました。

地域定着支援は、入所者移行目標数及び県指針による地域定着支援見込み者数を見込みました。

(5) 相談支援における見込み量確保のための方策

計画相談支援については、平成26年度中に障がい福祉サービス全利用者対象にサービス等利用計画の作成を行いました。今後も定期的なモニタリングを行い、利用者の希望に添ったサービス提供が行えるよう関係機関と連携をしながら支援を行います。

地域移行支援及び地域定着支援については、入所者等の地域移行・地域定着の目標数を達成できるように、町内の相談支援事業所において指定一般相談支援事業による相談支援が出来るよう関係機関と連携しながら体制整備を図ります。



5 『障害児支援』サービス

新規

(1) 障害児支援サービスの概要

障がいのある児童やその家族が地域で安心して暮らすために、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成やモニタリングにより障害児支援サービスを提供します。

(2) サービスの内容

サービス名	サービス内容	対象者
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。	未就学の障がい児
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	就学中の障がい児
保育所等訪問支援	障がい児保育への知識等ある者が障がい児が通園している保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	保育所等へ通園している未就学の障がい児
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。	肢体不自由児
児童入所支援 (福祉型、医療型)	18歳未満の障がい児が入所し、障がいの特性に応じた支援の提供を行います。	18歳未満の障がい児
障害児相談支援	障がい児支援サービスの利用について、サービス提供事業所等との連絡調整や、利用計画の作成や見直し(モニタリング)を行います。	障がい児支援サービスを利用する障がい児

(3) 障害児支援サービス見込み量

(1月当たり)

種 類	単 位	第 3 期 計 画			第 4 期 計 画		
		実 績		見 込	計 画		
		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
児童発達支援	人日分		14	21	20	20	18
	人		1	1	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分		0	0	0	50	50
	人		0	0	0	5	5
保育所等訪問支援	人日分		1	0	2	2	2
	人		1	0	1	1	1
医療型児童発達支援	人日分		0	0	0	0	0
	人		0	0	0	0	0
児童入所支援(福祉型、医療型)	人		2	1	1	0	0
障害児相談支援	人		1	1	1	1	1

※人日分：年間合計を12で除した1か月当たりの見込量

人：年間合計を12で除した1か月当たりの利用者数

(4) 障害児支援の考え方

各年度の実績とアンケート結果を踏まえ、サービス利用者の意向・事業所の新規サービス開始などを勘案して、見込み量を設定しました。

(5) 障害児支援における見込み量確保のための方策

児童への療育は将来の社会生活において非常に重要です。利用したい児童がしっかりと利用できるように事業所と連携を図りながら、サービスの充実に努めます。

放課後等デイサービスについては地域の障がい児支援に必要な事業です。平成 27 年度に関係者と検討・調整を行い、平成 28 年度から町内でもサービスが提供できるよう体制整備を図ります。

障害児相談支援については、今後もサービス等利用計画を作成する指定障害児相談支援事業所と連携を図りながら、サービス等利用計画及び定期的なモニタリングを行います。

